
「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)等の一部改正について

日証協 平 17.11.15

本協会では、11 月 15 日の自主規制会議において、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)等の一部を改正した。

今般の改正は、(株)東京証券取引所において外国株預託証券が上場されることに伴い、当該証券を取引所有価証券市場外での売買等の対象とするため「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)等について所要の見直しを図るものである。

本規則改正は、平成 17 年 11 月 15 日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)等の一部改正について

平成 17 年 11 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

今般、外国株預託証券が証券取引所に上場される予定であるが、これに伴い、当該証券を取引所有価証券市場外での売買等の対象とするため「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)等について、所要の改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

- ・ 「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)及び「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則の一部改正

- ① 上場株券等の定義に外国株預託証券(証券取引法第2条第1項第10号の3に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。)を追加する。

(規則第2条第1号)

- ② その他所要の整備を図る。

(細則第3条第1項)

- ・ 「株券等の貸借取引の取扱いについて(理事会決議)」の一部改正

- ① 株券等の定義に外国株預託証券を追加する。

(2. ①)

- ② 担保金代用有価証券の種類の株券に含むものとして外国株預託証券を追加する。

(6. (2)①)

- ・ 「株券等貸借取引の担保金代用有価証券の代用価格に関する取扱いについて(理事会決議)」の一部改正

担保金代用有価証券の種類の株券に含むものとして外国株預託証券を追加する。

((1))

- ・ 「選択権付債券売買取引の取扱いについて(理事会決議)」の一部改正

売買取引金の代用として受け入れる有価証券等として外国株預託証券を追加する。

(16 (2) ①)

III. 施行の時期

平成 17 年 11 月 15 日から施行する。

以 上

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第5号）の一部改正について

平成17年11月15日
(下線部分変更)

新	旧
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 上場株券等 本邦内の証券取引所に上場されている株券、出資証券（優先出資証券を含む。）、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。）、交換社債券、新株予約権付社債券（新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）、新株予約権証券、新株引受権証書、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）、投資証券、<u>外国投資証券及び外国株預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）をいう。</u> 2 〃 } （ 現 行 ど お り ） 3 付 則 この改正は、平成17年11月15日から施行する。	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 上場株券等 本邦内の証券取引所に上場されている株券、出資証券（優先出資証券を含む。）、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。）、交換社債券、新株予約権付社債券（新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）、新株予約権証券、新株引受権証書、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）、投資証券<u>及び外国投資証券をいう。</u> 2 〃 } （ 省 略 ） 3

「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成17年11月15日
(下線部分変更)

新	旧
(売買価格等) 第3条 規則第7条第1項第3号に掲げる申込みに係る価格及び同条第2項第2号に掲げる売買価格は、株券の場合は1株、出資証券（優先出資証券を含む。）の場合は1口、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。）、新株予約権付社債券等（新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。）又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は1証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）又は投資証券の場合は1口、外国投資証券の場合は1投資口及び外国株預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）の場合は1証券についての申込みに係る価格及び売買価格とする。 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成17年11月15日から施行する。	(売買価格等) 第3条 規則第7条第1項第3号に掲げる申込みに係る価格及び同条第2項第2号に掲げる売買価格は、株券の場合は1株、出資証券（優先出資証券を含む。）の場合は1口、転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。）、新株予約権付社債券等（新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。）又は交換社債券の場合は額面100円、新株予約権証券の場合は1証券、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。）又は投資証券の場合は1口、外国投資証券の場合は1投資口についての申込みに係る価格及び売買価格とする。 2 (省 略)

株券等の貸借取引の取扱いについて（理事会決議）の一部改正について

平成17年11月15日

（下線部分変更）

新	旧
（定義） 2.この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ① 株 券 等 株券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)並びに国内の証券取引所に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券並びに外国株預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ） ② 〃 } （ 現行どおり ） ⑪ 6. 担保金の代用 (1) 5. 及び7. の担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入に当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管するものとする。 (2) 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 ① 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券、<u>外国株預託証券</u>及び優先出資証券を含む。2. ⑪イに同じ。） 100 分の 70 ② 〃 } （ 現行どおり ）	（定義） 2.この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ① 株 券 等 株券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)並びに国内の証券取引所に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券 ② 〃 } （ 省 略 ） ⑪ 6. 担保金の代用 (1) 5. 及び7. の担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入に当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管するものとする。 (2) 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 ① 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券及び優先出資証券を含む。2. ⑪イに同じ。） 100 分の 70 ② 〃 } （ 現行どおり ）

新	旧
②③ (3) (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 17 年 11 月 15 日から 施行する。	②③ (3) (省 略)

「株券等貸借取引の担保金代用有価証券の代用価格に関する取扱いについて（理事会決議）」の一部改正について

平成17年11月15日
(下線部分変更)

新	旧
「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）6.（2）及び同7.の規定による同6.（2）①、②及び⑩に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。 （1）国内の証券取引所に上場されている株券（<u>外国投資証券、外国株預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）</u>及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。） 100分の80 （2）（ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成17年11月15日から施行する。	「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）6.（2）及び同7.の規定による同6.（2）①、②及び⑩に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。 （1）国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。） 100分の80 （2）（ 省 略 ）

「選択権付債券売買取引の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について

平成 17 年 11 月 15 日
(下線部分変更)

新	旧
この理事会決議は、協会員が店頭において行う選択権付債券売買取引に関し、選択権料の気配の公表、売買契約の締結、売買取引の方法等について必要な事項を定め、同取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 1 ～ (現行どおり) 15 16 売買証拠金の代用 (1) (現行どおり) (2) 売買証拠金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価（合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。）に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 ① 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券、<u>外国株預託証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）</u>及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。） 100 分の 65 ②～⑪ (現行どおり) (3)～(4) (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が平成 17 年 11 月 15 日から施行する。	(省 略) 1 ～ (省 略) 15 16 売買証拠金の代用 (1) (省 略) (2) (省 略) ① 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。） 100 分の 65 ②～⑪ (省 略) (3)～(4) (省 略)